

茨木市子育て短期支援事業実施要綱

(目的)

第1 この事業は、児童を養育している家庭の保護者が疾病その他の事由によって、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合、母子が経済的問題等により緊急一時的に保護を必要とする場合等に、児童福祉施設等において一定期間、養育・保護することにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施方法)

第2 この事業は、第4に規定する実施施設を経営する社会福祉法人に委託し行うものとする。

(事業の種類及び内容)

第3 事業の種類及び内容は、次のとおりとする。

(1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

① 事業内容

児童の保護者が、疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合、経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に一定期間児童福祉施設等において養育・保護を行うものとする。

② 対象者

この事業において対象となる者は、市内に住所を有する、次に掲げる事由に該当する家庭の児童又は母子等で市長が必要と認めた者とする。

(ア) 児童の保護者の疾病

(イ) 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神上的の事由

(ウ) 出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由

(エ) 冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由

(オ) 養育環境等に課題があり、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合

(カ) 経済的問題等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合

③ 利用期間

養育・保護の期間は7日以内とする。ただし、市長が必要と認めた場合には、必要最小限の範囲内で延長することができる。

(2) 夜間養護（トワイライトステイ）等事業

① 事業内容

保護者が、仕事の事由により夜間に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合において、その児童を児童福祉施設等において、養育・保護し、生活指導、食事の提供等を行うものとする。

② 対象者

この事業において対象となる者は、市内に住所を有する、保護者の仕事の理由により、夜間に不在となる家庭の児童であって、市長が必要と認めた者とする。

③ 利用期間

養育・保護の期間は、市長が必要と認めた期間とする。

（実施施設）

第4 実施施設は、あらかじめ市長が指定した児童福祉施設等とする。

（利用の申込及び決定）

第5 利用の申込みは、保護者又は児童が市長に対し子育て短期支援事業（養育・保護）申請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭又は電話による申し出を行い、事後において申請書を提出することができる。また、児童から利用の申込みを受けた場合は、一時的に児童を受け入れることについて保護者の同意を得るものとする。

2 市長は、前項の申込みを受けたときは、対象児童等の状況について調査を行い、子育て短期支援事業（養育・保護）申込者調書（様式第2号）を作成し、利用の適否を決定し、その旨を子育て短期支援事業（養育・保護）決定（変更）通知書（様式第3号）又は子育て短期支援事業（養育・保護）不承認通知書（様式第4号）により申込みを行った者に通知するものとする。

3 市長は、利用の決定を行った場合には、子育て短期支援事業台帳（様式第5号）に登録し、子育て短期支援事業（養育・保護）委託書（様式第6号）に申込調書の写しを添付して実施施設に通知するものとする。

4 保護者又は児童から利用の変更の申し出があった場合には、市長はその適否を決定し、子育て短期支援事業（養育・保護）決定（変更）通知書又は子育て短期支援事業（養育・保護）不承認通知書により実施施設に通知するものとする。

（入所等）

第6 保護者は、第5及び第7の決定を受けたときは指定された日時に当該児童を実施施設に入所又は退所させるものとする。

（養育・保護の解除）

第7 保護者又は児童は、養育・保護の事由が消滅したときは、直ちにその旨を市

長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の届出があったときは、直ちに解除の決定をし、子育て短期支援事業（養育・保護）解除通知書（様式第7号）により、届出を行った者及び実施施設に通知するものとする。

（事業実施状況の報告）

- 第8 市長は、第11第2項により次の表の左欄に掲げる決定をしたときは、それぞれ同表の右欄に定める書類の写しを速やかに大阪府子ども家庭センター所長に送付するものとする。

決 定 事 項	提 出 書 類
第5第2項による養育・保護の決定	子育て短期支援事業（養育・保護）決定（変更）通知書
第5第4項による延長の決定	子育て短期支援事業（養育・保護）決定（変更）通知書
第7第2項による解除の決定	子育て短期支援事業（養育・保護）解除通知書

（入所の記録等）

- 第9 実施施設は、入所者の生活状況及びこの事業の収支の経理状況を明らかにできる記録を整備しておくものとする。

（費用負担）

- 第10 この事業の実施に当たり、市及び保護者が負担すべき費用の額は、別表に定める基準によるものとする。

- 2 市が負担すべき費用は、実施施設からの子育て短期支援事業委託費請求書（様式第8号）に基づき支払う。
- 3 保護者が負担すべき費用は、当該児童の養育・保護が終了する日までに、実施施設に対して支払わなければならない。

（関係機関との連携）

- 第11 市長は、この事業の実施に当たっては、他の在宅福祉サービスとの十分な調整を行うとともに、大阪府子ども家庭センター及び民生委員・児童委員その他の関係機関等と十分な連携を図るものとする。

- 2 市長は利用申込み時及び入所時において、養育・保護が長期にわたる可能性がある場合、保護者がいない場合、保護者の同意が得られない場合等、法的措置が必要であるときは、速やかに大阪府子ども家庭センターに通告するものとする。

附 則

この要綱は、平成8年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年3月31日から実施し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年3月16日から実施し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年8月23日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年3月15日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年8月19日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市子育て短期支援事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市子育て短期支援事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市子育て短期支援事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市子育て短期支援事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

別表 市及び保護者が負担すべき子育て短期支援事業に係る経費

1 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

区 分	負 担 区 分							
	生活保護世帯		市民税非課税世帯				その他の世帯	
	保護者	市	ひとり親家庭		その他の世帯		保護者	市
	負担額	負担額	保護者 負担額	市 負担額	保護者 負担額	市 負担額	負担額	負担額
2歳未満児 (日額) 円 10,700	円 0	円 10,700	円 0	円 10,700	円 1,100	円 9,600	円 5,350	円 5,350

2歳以上児 (日額) 円 5,500	円 0	円 5,500	円 0	円 5,500	円 1,000	円 4,500	円 2,750	円 2,750
母親 (日額) 円 1,500	円 0	円 1,500	円 0	円 1,500	円 300	円 1,200	円 750	円 750
送迎加算 (1回) 円 1,971	円 0	円 1,971	円 0	円 1,971	円 0	円 1,971	円 0	円 1,971

2 夜間養育（トワイライトステイ）等事業

区 分	負 担 区 分							
	生活保護世帯		市民税非課税世帯				その他の世帯	
	保護者	市	ひとり親家庭		その他の世帯		保護者	市
	負担額	負担額	保護者 負担額	市 負担額	保護者 負担額	市 負担額	負担額	負担額
(日額) 円 1,500	円 0	円 1,500	円 0	円 1,500	円 300	円 1,200	円 750	円 750
送迎加算 (1回) 円 1,971	円 0	円 1,971	円 0	円 1,971	円 100	円 1,871	円 200	円 1,771

子育て短期支援事業（養育・保護）申請書

年 月 日

（申請先） 茨 木 市 長

住 所

氏 名

⑩
自署の場合は押印不要

（電話番号）

茨木市子育て短期支援事業実施要綱に基づく養育・保護について、次のとおり申請します。

児 童	ふりがな 氏 名		生年月日 (年齢)	年 月 日生 (満 歳)	性別	男・女	
	就学状況	保育所・幼稚園・小学校・その他		学校名等		学年	
	健康状態						
保 護 者	ふりがな 氏 名		続 柄		年齢	満 歳	
申請の理由							
利用希望期間		年 月 日 ～ 年 月 日 (日間)					
送迎希望		希望する 希望しない					
緊急連絡先							

（同意）

茨木市子育て短期支援事業の審査に必要があるときは、私及び私の世帯員全員の住民登録、課税状況及び生活保護受給の有無について茨木市長が住民基本台帳、市民税課税台帳及び生活保護に関する事務の関係書類で確認することに同意します。また、茨木市子育て短期支援事業の申請者が児童自身である場合は、保護者として、児童を保護することに同意します。

年 月 日

氏名 ⑩

※ここからは記入しないでください。 自署の場合は押印不要

世帯の区分	☐ 市民税課税世帯	☐ 市民税非課税世帯	☐ 生活保護世帯又は市民税非課税世帯かつひとり親世帯
-------	----------------------------------	-----------------------------------	---

様式第2号（第5関係）

子育て短期支援事業(養育・保護)申込者調書

整理番号		区 分	ショートステイ	受付年月日	年 月 日
			トワイライトステイ	担 当 者	

児 童	氏 名		性 別	男・女
	生年月日		学校等(学年)	
保護者	氏 名		性 別	男・女
	住 所		電話番号	
	続 柄		職 業	

家 族 構 成	続 柄	氏 名	生 年 月 日	職 業	同居・別居	備 考

世帯区分	生活保護世帯・市町村民税非課税世帯・課税世帯 (ひとり親世帯・その他の世帯)
------	---

利用理由
児童の状況（健康状態・問題点等）

茨 子 第 号
年 月 日

子育て短期支援事業（養育・保護）決定（変更）通知書

様

茨木市長

年 月 日付けで申請のありました、茨木市子育て短期支援事業実施要綱に基づく
養育・保護について、次のとおり決定（変更）したので通知します。

児童の氏名			性 別	男・女
利用期間	年 月 日～ 年 月 日（ 日間）			
利用施設	施設種別		施設名	
	所在地			
	電話番号			
保護者負担金 （利用）	要	円 （1 日当たり 円 × 日間）		
	不要			
保護者負担金 （送迎）	要	円 （1 回当たり 円 × 回）		
	不要			

（注） 保護者負担金は、利用施設へ直接支払ってください。

様式第4号（第5関係）

茨 子 第 号
年 月 日

子育て短期支援事業（養育・保護）不承認通知書

様

茨木市長

年 月 日付けで申請のありました、茨木市子育て短期支援事業実施要綱に基づく
養育・保護について、次の理由により不承認となりましたので通知します。

不承認理由

様式第5号（第5関係）

子育て短期支援事業台帳

					整理番号	
児童	氏 名		生年月日	年 月 日生	性別	男・女
	氏 名		続 柄			
保護者	住 所					
		(電話番号)				

利用記録

[illegible]

様式第6号（第5関係）

茨 子 第 号
年 月 日

子育て短期支援事業（養育・保護）委託書

様

茨木市長

茨木市子育て短期支援事業実施要綱に基づく養育・保護について、次のとおり委託します。

児童の氏名			性 別	男 ・ 女
利用期間	年 月 日 ～ 年 月 日（ 日間）			
保 護 者	氏 名		続 柄	
	住 所	(電話番号)		
緊急連絡先	(電話番号)			
世帯区分	生活保護世帯 ・ 市町村民税非課税世帯 ・ その他の世帯 (ひとり親世帯・その他の世帯)			
送 迎	要 不要			
負 担 額	市町村	円		
	保護者	要・不要 円		

（添付書類） 子育て短期支援事業申込者調書（様式第2号）の写し

様式第 7 号（第 7 関係）

茨 子 第 号
年 月 日

子育て短期支援事業（養育・保護）解除通知書

様

茨木市長

年 月 日付けで申請のありました、茨木市子育て短期支援事業実施要綱に基づく
養育・保護について、次のとおり解除しましたので、通知します。

児童の氏名		性 別	男・女
申請していた 期間	年 月 日 ～ 年 月 日（ 日間）		
取 消 日	年 月 日		
理 由			

子育て短期支援事業委託費請求書

金 額	百	十	万	千	百	十	円

(非課税扱い)

ただし、子育て短期支援事業委託費

児童の氏名		(年 月 日生)
保護者	氏 名	
	住 所	
利 用 期 間		年 月 日 ～ 年 月 日 (日間)
世 帯 区 分		生活保護世帯・市町村民税非課税世帯・その他の世帯 (ひとり親世帯・その他の世帯)
積 算 内 訳	利用	円 / 日 × 日間 =
	送迎	円 / 回 × 回 =

上記の金額を請求します。

年 月 日

(請求先) 茨木市長

所 在 地

法 人 名

代表者名 印

支払方法	現金払	小切手払	口座番号	銀行	支店
	口座振替	隔地払		口座番号 ()	